

千葉県報 定例 令和8年8月4日			主 要 目 次 ○ 令和七年度千葉県財政収支調査の実施 土地改良区定款の変更認可 監査委員告示 包括外部監査人の監査の事務の補助 公 告 ○ 土地改良区役員の退任及び就任（三件） ○ 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 ○ 特定調達公告 ○ 落札者等の公告（二件）		三
告 示			千 葉 県 告 示 第 四 百 十 九 号 令和七年度千葉県財政収支調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人		
一 調査の名称 令和七年度千葉県財政収支調査 二 調査の目的 千葉県内に事業所を有する政府関係機関等の財務状況を把握し、「令和七年度千葉県県民経済計算」及び「令和七年千葉県産業連関表」の作成に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 三 調査事項 1 事業体について 2 歳入又は収益について 3 歳出又は費用について 4 寄附金等について 5 有形固定資産について			千 葉 県 監 査 委 員 告 示 第 二 号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人草薙信久は、監査の事務を次のとおり補助させる。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人		
千 葉 県 監 査 委 員 告 示 第 四 百 二 十 号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、両総土地改良区の定款の変更を令和八年七月二十八日付けで認可した。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人			監 査 委 員 告 示		
6 棚卸資産について 7 施設整備に係る補助金、負担金等について 8 ファイナンス・リース取引について 四 調査の範囲 国民経済計算の作成基準（平成二十一年内閣府告示第十四号）において、公的非金融企業、公的金融機関又は一般政府（地方政府を除く。）に分類される千葉県内の事業所 五 調査の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで 六 調査の方法 四の事業所（当該事業所を統括する事業所が県外にある場合にあつては、当該県外の事業所）は、知事から配布された調査票を郵送する方法又は千葉県ホームページからダウンロードした調査票を電子メールで送信する方法により報告するものとする。 七 結果の公表 知事は、この調査の結果を基礎資料として作成した「令和七年度千葉県県民経済計算」及び「令和七年千葉県産業連関表」を千葉県ホームページにより公表するものとする。			千 葉 県 監 査 委 員 告 示 第 二 号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人草薙信久は、監査の事務を次のとおり補助させる。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人		
補助する者の氏名 佐々木基博 西尾瞳			補助する者の住所 東京都中央区東日本橋三丁目一番四一九〇三号 東京都江東区白河二丁目一		補助できる期間 令和八年八月五日から令和九年三月三十一日まで 令和八年八月五日から令和九年
千 葉 県 監 査 委 員 千 葉 県 監 査 委 員 千 葉 県 監 査 委 員 千 葉 県 監 査 委 員			山口 新二 川 口 明 浩 茂 呂 剛 岳 森 岳		

		三 縦覧場所 木更津市役所及び袖ヶ浦市役所	
		都市計画地区計画の関係図書の縦覧 令和八年八月四日印西市の変更に係る印西都市計画地区計画印西牧の原東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人	
特定調達公告			
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和八年八月四日 千葉県知事 熊谷 俊人 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和八年八月四日 千葉県勝浦水産事務所長 三田 久徳			

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 一九円

購読申込先 発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県 ○四三（二二三）二六五八